

愛媛県選手権大会 帆走指示書（S I）

〔NP〕は、違反が艇による抗議の根拠とはならない規則を意味する。これは RRS 60.1(a)を変更している。

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、2017-2020「セーリング競技規則」（以下 RRS という。）に定義された規則を適用する。
- 1.2 RRS42 違反に対し、RRS 付則 P を適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、艇庫前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日最初の予告信号の 60 分前までに公式掲示板に掲示される。但し、レース日程の変更は、発効する前日の 19:00 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、艇庫前に設置されたポールに掲揚する。
- 4.2 音響信号 1 声と共に「D 旗」が掲揚された場合は、「予告信号は、D 旗掲揚の 30 分以降に発する。」を意味する。艇は、「D 旗」が掲揚されるまで出艇してはならない。「D 旗」がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスにのみ適用する。〔NP〕〔DP〕
- 4.3 個別のレースに対して「A P 旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、その日のレース又は次のレースのスタートは、延期されていることを意味する。

5. レースの日程

- 5.1 レースは次のとおり予定する。

12月8日（日） 9:55 レーザーラジアル・420 級 第1レース予告信号
10:00 OP 級 第1レース予告信号級
引き続き、レースを実施する。

- 5.2 レース数

最大5レースを実施する。

- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号船に音響1声とともに「オレンジ旗」を掲揚する。
- 5.4 大会最終日は、14:25以降の予告信号は発しない。

6. クラス旗

6.1 クラス旗は、次のとおりとする。

420級・レーザーラジアル級……『420』旗

OP級……『OP』旗

7. レース・エリア

7.1 添付図1のB海面を使用する。

7.2 「添付図1」のレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。
この項は、RRS 62.1(a)を変更している。

8. コース

8.1 「添付図2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号船に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

9.1 添付図2で示すマーク1ピンク色の円柱形ブイを使用し、3S/3P マークはオレンジ色の球形ブイを使用する。

9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号船とポートの端にある黄色の細い円柱形ブイとする。

9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのポートの端となる「オレンジ旗」と「青色旗」を掲揚しているレース委員会の信号船とスターボードの端にある黄色の細い円柱形ブイとする。

9.4 指示11に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、グリーン色の円柱形ブイを使用する。

10. スタート

10.1 スタートは、規則26を用いてスタートする。

10.2 スタート・ラインは、スターボードの端にある「オレンジ旗」を掲揚しているポールとポートの端にあるスタート・マークの間とする。

10.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。

[NP] [DP]

10.4 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。この項は、RRS A4とA5を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、(または、フィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後

の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上に『オレンジ旗』を掲揚しているポールと、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークの間とする。

13. タイム・リミットとターゲットタイム

13.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
420級, レザーラジアル級	60分	20分	15分	30分
OP級	60分	20分	15分	30分

13.2 最初の艇が、コースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、RRS 35、A4 および A5 を変更している。

13.3 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過できなかった場合、レースは中止される。ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。この項は、RRS 62.1(a)を変更している

14. 抗議と救済の要求

14.1 抗議および救済または審問再開の要求は、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。用紙は「プロテスト委員会事務局」で入手できる。

14.2 抗議締切時刻は掲示される。その日の当該クラスの抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

14.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者及び証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。

14.4 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

14.5 SI 1.2に基づき、RRS 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。

14.6 [NP] と記載された帆走指示書の規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、RRS 60.1(a)を変更している。

14.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の9時00分までの間に限り求めることができる。ただし、最終日に判決を通告された場合には、判決を通告されてから15分以内とする。この項は、RRS 66 を変更している。

14.8 最終日のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から15分以内に

提出されなければならない。これは、RRS 62.2 を変更している。

15. 得点

- 15.1 RRS 付則 A に規定された「低得点方法」を適用する。
- 15.2 本大会の成立は、1 レースを完了することを必要とする。
- 15.3 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 15.4 SI 16 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。この項は、RRS 63.1、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、SI 16.2 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、SI 16.3 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

16. 申告 [NP] [DP]

- 16.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。
- 16.2 出艇しようとする艇の艇長は、その日の9時30分から当該クラスの「D旗」掲揚10分後までに署名用紙に署名をしなければならない。
- 16.3 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名をしなければならない。当該種目のレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分後までに署名用紙に署名をしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 16.4 レースの中止または延期により帰着した場合も、中止または延期信号を発してから60分後までに帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、SI 17.2 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 16.5 出艇しない艇、リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。
- 16.6 海上にてリタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意思を近くのレース委員会船に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちにSI 16.3 の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

17. 安全規定

- 17.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、RRS 62.1(a) を変更している。
- 17.2 420級を除き、艇は自らの安全のために、マスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

18. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に「テクニカル委員会」で入手できる用紙に記入の上、「テクニカル委員会」に提出しなければならない。〔DP〕

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 賞

レース公示の通りとする。

21. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任において大会に参加しなければならない。主催団体および本大会に関与するその他の全ての団体、ならびにこれらに属する役員、スタッフは、大会前、大会中、大会後を問わず、陸上または海上において発生した物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を追わないものとする。

22. 保険

それぞれの参加艇は、有効な賠償責任保険に加入していなければならない。

23. ゴミの処分

ごみは、支援艇または大会運営船に渡してもよい。

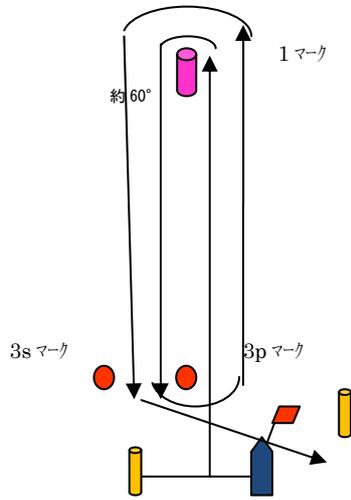
添付図-1 レース・エリア



添付図2 コース図

【420級・レーザーラジアル級】

(S-1-3s/3p-1-3s/3p-1 - F)



【OP級】

(S-1-3s/3p-1 - 3p-F)